

【岡崎市】空き家除却事業費補助金 申請書類リスト

住環境政策課 空家対策係 TEL:0564-23-6024 FAX:0564-23-7528

◆申請書の提出は1部です。

✓	No.	【判定申請時】（補助金交付申請しようとする日の10開庁日前までに提出）
	表紙	空き家除却事業費補助金補助対象空き家判定申請書 【様式第1号】
	1	位置図(付近見取図)
	2	空き家又は空き住戸の写真
	(3)	残置を希望する工作物が分かる写真等 ※敷地内に残置を希望する工作物がある場合に限る。
	(4)	親族関係図 ※無接道等危険空き家に該当すると思われる場合に限る。

✓	No.	【交付申請時】（除却工事に着手する5開庁日前までに提出）
	表紙	空き家除却事業費補助金交付申請書 【様式第3号】
	1	空き家除却事業計画書 【別紙1】
	2	補助事業を実施する空き家及び除却範囲を示す計画配置図 作成のポイント ① 申請する空き家と敷地を描いてください。 ② 空き家、植栽、工作物(残置を認められているものを除く。)は、除却や撤去をすることを明記してください。 ③ 大まかで構いません(手書き可)。
	3	登記事項証明書(未登記の場合は、固定資産税・都市計画税納税通知書等) 建物の所有者が確認できる書類
	4	申請者の岡崎市税の滞納がないことを示す完納証明書(コピー不可) ※非課税の方は住環境政策課へお問い合わせください。 ・申請日からさかのぼり3ヶ月以内に発行されたもの ・市役所納税課(東庁舎3階)又は各支所で取得可(身分証明必要) ・税証明交付申請書の②納税証明の必要なものは、「完納証明」、使いみちは「補助金申請」にチェックしてください。
	5	除却工事の見積書の写し ・申請日からさかのぼり3ヶ月以内に発行されたもの ・請負事業者の記名、捺印(担当者名、連絡先の記載で代替可)があること ・見積書の宛名は申請者であること ・取り壊しに係る費用は単価×面積で記載されていること
	6	建設業法の規定による建築工事業、土木工事業若しくは解体工事業に係る許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による登録を受けた者であることを証する書類の写し 許可の有効期間内のもの
	(7)	同意書 ※空き家の所有者が複数人いる場合や申請者が空き家の所有者と異なる場合は提出すること

✓	No.	【変更時】 ※該当する場合のみ提出
	い	空き家除却事業費補助金変更交付申請書兼変更届 【様式第5号】申請者の変更、補助金額の変更、工事内容等の変更(補助金の額に変更なし)、完了予定日の遅れ
	ろ	空き家除却事業費補助金補助事業廃止届 【様式第7号】工事を廃止又は中止

※「い」は、別途添付する書類が必要になります。住環境政策課までお問い合わせください。

✓	No.	【完了後】（工事完了日から30日以内に提出）
	表紙	空き家除却事業費補助金補助事業完了実績報告書 【様式第8号】
	1	補助事業完了後の敷地の写真 カラー印刷とし、空き家を除却し、更地となった状態が分かること
	2	除却工事の請負契約書又は注文請書(請負事業者の押印等があるものに限る。)の写し ・交付決定日以後に契約を締結していること ・着手日が契約日より前になっていないこと ・契約者は申請者であること
	3	領収書の写し又はそれと同等のもの ※領収書と同等のもの…請求書と銀行の振込依頼書の両方など ※提出が遅れる場合は、住環境政策課へご連絡ください。 ・交付申請書時に提出した見積書等と同額が支払われたことがわかるもの ・領収書の宛名は申請者であること ※交付申請書時に提出した見積書等の金額に加えて、別途工事等を含み支払いが行われていた場合は、その旨を記載又は支払内訳書等を提出すること

※申請時に提出した見積書と同額でない場合は、上記「い」の手続きが必須。

✓	No.	【補助額確定後】（確定通知から30日以内に提出）
	表紙	空き家除却事業費補助金請求書 【様式第10号】